

入札説明書

1. 入札に関する条件及び注意事項

(1) 調達件名

- ① 長崎県交通局で使用する電力（高圧施設）
- ② 長崎県交通局で使用する電力（低圧施設）

(2) 供給期間及び供給場所及び特質等

別紙「電力調達仕様書」のとおり

(3) 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局本局2階 管理部 総務課（総務係）

(受領日時) 令和8年2月18日（水）午後 5時00分

(提出方法) 直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと）

(4) 入札書の開札日時及び場所

(開札場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(開札日時) 令和8年2月19日（木）

- ① 長崎県交通局で使用する電力（高圧施設）10時00分
- ② 長崎県交通局で使用する電力（低圧施設）10時10分

なお、開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局に確認すること

(5) 入札書の作成方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 入札書に記載する金額は、仕様書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した契約期間（1年間）の各契約種別の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書（任意様式）を別途で添付すること。
- ③ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ⑥ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- ⑦ 入札者が代理人である場合は、入札書には代理人の記名押印が必要であること。なお、この場合は必ず『入札委任状』を提出すること。

【注意事項】

- ・ 入札書は、封かんのうえ封筒に会社名及び入札物件名を記入して提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は『長崎県交通局長 太田 彰幸』宛としてください。

(6) 電気料金総額内訳書の記載方法

- ① 電気料金総額内訳書には、月別の基本料金、使用電力量に係る使用電力量料金、その他割引料金等の単価を記載すること。
- ② 電気料金総額内訳書に記載する単価は、課税事業者にあっては消費税を含み、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。
- ③ 電気料金の総額は、電力調達仕様書【（別紙）需要場所及び契約種別等一覧】の予定使用電力量等に基づき積算するものとする。
- ④ 基本料金において、力率に対する割引又は割増がある場合は、適用し、割引又は割増の適用条件及び割引率等の数値を電気料金総額内訳書に明記すること。
- ⑤ 使用電力量において、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。

(7) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金

- (ア) 入札保証金は、入札前日までに提出すること。
- (イ) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - ・入札の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出したとき。
- (ウ) 入札保証金を最寄りの金融機関で納付した後は、納付を確認するため、金融機関による領収済の印鑑が押印されている箇所の写しを入札保証金の納付期限までに2(1)の場所に提出してください。（郵送、FAX可）

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目としてください。
- ② 契約保証金
- (ア) 契約保証金等は、契約と同時に提出すること。
 - (イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - ・入札の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。
- (8) 入札が代理人である場合の入札委任状の提出
- 入札者が代理人である場合は、入札委任状の提出が必要である。
 - 適正な入札委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- (9) 入札の無効
- 次の入札は無効とする。なお、下記の①から⑧により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。
- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - ③ 入札者が連合して入札したとき。
 - ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - ⑥ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - ⑦ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - ⑧ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - ⑨ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき
 - ⑩ 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - ⑪ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - ⑫ 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - ⑬ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- (10) 落札者の決定方法
- ① 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。なお、最低制限価格は設定しない。
 - ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わな

い者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(11) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ② この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによるものであること。

(12) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 長崎県交通局で使用する電力に関する令和8年1月29日付け競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2. その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

- (住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- (名称) 長崎県交通局管理部総務課（総務係）
- (電話) 095-822-5141 内線 213
- (FAX) 095-822-2826

(2) 入札参加資格を得るための申請方法等

- ① 申請の時期は、この入札に関する広告の日から[令和8年2月12日\(木\)](#)までとする。
- ② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
2の(1)の部局